

警察公論第 80 巻第 8 号付録「一問一答 2026 法学&実務」お詫びと訂正

本書の下記の箇所について以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

●68 頁 刑法 109

【訂正前】

109	隣人が居住する家屋を焼損する目的で、家屋に隣接して建てられた物置小屋に放火したものの、物置小屋を半焼するにとどまり、家屋まで延焼するに至らなかった場合には、非現住建造物等放火罪の既遂が成立する。	「非現住建造物等放火罪の既遂」ではなく、「非現住建造物等放火罪の未遂」が正しい。事例の物置小屋は非現住建造物であるが、隣接する隣人が居住する家屋に燃え移らせて焼損する目的（故意）があるので、現住建造物等放火罪の実行の着手が認められ、家屋に延焼しなくても現住建造物等放火未遂罪が成立する。 ×
-----	---	--

【訂正後】 正誤に変更はございません。

109	隣人が居住する家屋を焼損する目的で、家屋に隣接して建てられた物置小屋に放火したものの、物置小屋を半焼するにとどまり、家屋まで延焼するに至らなかった場合には、非現住建造物等放火罪の既遂が成立する。	「非現住建造物等放火罪の既遂」ではなく、「 現住建造物等放火罪 の未遂」が正しい。事例の物置小屋は非現住建造物であるが、隣接する隣人が居住する家屋に燃え移らせて焼損する目的（故意）があるので、現住建造物等放火罪の実行の着手が認められ、家屋に延焼しなくても現住建造物等放火未遂罪が成立する。 ×
-----	---	--

●74 頁 刑事訴訟法 006

【訂正前】

006	自首の要件である「捜査機関に発覚する前」とは、犯罪事実及び犯人のいずれもが捜査機関に発覚していない場合をいう。	したがって、犯罪事実は捜査機関に知られているが、その犯人が誰であるかまだ捜査機関に知られていない場合も「捜査機関に発覚する前」に含まれる（名古屋高判昭 28.11.26）。なお、犯罪事実及び犯人が判明していて、犯人の所在だけが判明していない場合は、「捜査機関に発覚する前」とはいえず、自首が成立する
-----	---	---

		ことはない（最判昭 24.5.14）。○
--	--	-----------------------------

【訂正後】 正誤に変更はございません。

006	自首の要件である「捜査機関に発覚する前」とは、犯罪事実及び犯人のいずれか が捜査機関に発覚していない場合をいう。	したがって、犯罪事実は捜査機関に知られているが、その犯人が誰であるかまだ捜査機関に知られていない場合も「捜査機関に発覚する前」に含まれる（名古屋高判昭 28.11.26）。なお、犯罪事実及び犯人が判明していて、犯人の所在だけが判明していない場合は、「捜査機関に発覚する前」とはいえず、自首が成立することはない（最判昭 24.5.14）。○
-----	---	--